

2010年7月26日

長崎県立大学長

池田 高良 殿

看護栄養学部

久木野 憲司

「平成 22 年度教員評価結果」ならびに「平成 22 年度教育研究高度化推進費 A 配分額決定」
についての不服申し立て

「平成 22 年度教員評価結果」（添付資料 1）および「平成 22 年度教育研究高度化推進費 A 配分額決定」（添付資料 2）について、不服を申し立てます。

表記について、大学執行部の事実誤認により違法な処分を受けた小職が正常に勤務できない状態に追いやられていた事情を何ら考慮することなく、このような結果が示されたことはハラスメントとも受けとめられる行為であり誠に遺憾です。小職に対する今般の大学理事者側の処分行為が違法・無効であることは長崎地方裁判所による仮処分決定でも明示されており（添付資料 3）、近いうちに判断が示される本裁判でも同様の趣旨による決定がなされるであろうという状況に鑑み、大学が過ちを繰り返すことなく適切な対応をとられることを求めます。また、このような外部の法的な判断によらなくとも、大学人としての良識ある判断に立ち返って表記の結果を再考されることは執行部のみならず大学のためにも必要なことと考え、ここに表記二件の結果について不服を申し立てるものです。

平成22年7月15日

久木野 憲司 様

長崎県立大学
学長 池田 高良

平成22年度教員評価結果について(通知)

標記について、以下のとおり通知します。

実績点の内訳や学部教員評価結果を総括した表やグラフにつきましては、事務局総務企画課で閲覧することが可能です。

なお、評価結果に異議がある場合は、本日から2週間(7月28日まで)申し立てができますので、学長(学部長経由)へ文書でご提示下さい。

記

	実績点	領域毎評点 (※2)	総点 (※3)	評価 (※4)
教育領域	0.00 (14.35)	1 (2)	1.25 (1.8)	1 (2)
研究領域	4.70 (6.32)	2 (2)		
社会貢献領域	0.50 (1)	1 (1)		
大学の組織運営領域	0.00 (8.6)	1 (2)		

※1. 上記表の括弧内の数字は平成21年度評価の点数です。

※2. 領域毎の評点は、実績点に基づき、以下の区分により決定しています。
なお、平成22年度教員評価より各領域の評点は5段階となっております。

	評点5	評点4	評点3	評点2	評点1
教育領域	28点以上	24点以上28点未満	20点以上24点未満	16点以上20点未満	16点未満
研究領域	22点以上	16点以上22点未満	10点以上16点未満	4点以上10点未満	4点未満
社会貢献領域	12点以上	8点以上12点未満	4点以上8点未満	2点以上4点未満	2点未満
大学の組織運営領域	18点以上	12点以上18点未満	6点以上12点未満	4点以上6点未満	4点未満

※3. 総点は、職位毎に、領域毎の評点に以下の重みを乗じて決定しています。

	教授	准教授・講師	助教
教育領域	0.35	0.4	0.3
研究領域	0.25	0.3	0.5
社会貢献領域	0.2	0.15	0.1
大学の組織運営領域	0.2	0.15	0.1

※職位は、平成21年度現在のもので、判断しています。

※4. 評価は、総点を以下のとおり区分して決定しています。

評価「3」	総点4以上
評価「2」	総点2以上4未満
評価「1」	総点2未満

平成 22 年 7 月 20 日

教員各位

長崎県立大学
学長 池田 高良
(公印省略)

「平成 22 年度教育研究高度化推進費 A」配分額の決定について

標記の件について、下記のとおり配分額を決定しましたので通知いたします。
配分額は教員評価の実績点に基づき算出しております。内訳につきましては別添資料をご参照ください。

記

1. 配分額 「教育研究高度化推進費 A」個人別配分額表のとおり
2. 実績点について
研究費配分の基礎となった教員評価実績点の内訳や結果を総括した表やグラフについては、「平成 22 年度教員評価結果について（通知）」でお知らせしたとおり、事務局総務企画課で閲覧することができます。
3. 不服申立の方法
自らの配分額等に不服がある場合は、本日から起算して 2 週間（8 月 2 日まで）の間に申し立てができますので、学長（総務企画課経由）あて文書でご提示ください。
4. 添付書類 「教育研究高度化推進費 A」個人別配分額表

(担当)
総務企画課 吉田、岩本（内線 2210）

「教育研究高度化推進費 A」個人別配分額表（看護栄養学部）

看護栄養学部				教育領域 (40%)		研究領域 (30%)		大学運営領域 (15%)		地域・社会貢献領域 (15%)	
学科	職位	氏名	配分額	領域点数 合計	配分基礎額	領域点数 合計	配分基礎額	領域点数 合計	配分基礎額	領域点数 合計	配分基礎額
栄養健康	教授	久木野 憲司	42,857	0.00	0	4.70	37,537	0.50	5,320	0.00	0
学部合計額				1,287.26	9,094,194	868.91	6,939,683	324.20	3,449,632	517.37	3,459,446

平成21年(㊄)第49号 賃金仮払仮処分申立事件

決 定

長崎市南山手町8番64号

債権者	久木野憲司
同代理人弁護士	木佐茂男
同	北爪宏明

長崎県佐世保市川下町123番地1

債務者	長崎県公立大学法人
同代表者理事長	太田博道
同代理人弁護士	福田浩久
同	木下健太郎

主 文

- 1 債務者は、債権者に対し、平成21年9月15日から平成22年3月14日まで、毎月21日限り、20万円を仮に支払え。
- 2 債権者のその余の申立てを却下する。
- 3 申立費用は債務者の負担とする。

事実及び理由

第1 申立ての趣旨

債務者は、債権者に対し、平成21年9月から本案判決確定に至るまで、毎月21日限り、就業規則その他の定めるところにより算出された債権者の賃金及び上記賃金を基礎として算出される毎年12月に支給されるべき年末一時金の各金員を仮に支払え。

第2 事案の概要

本件は、債権者が職務上の義務に違反し、正当な理由なく無断欠勤したとして、平成21年9月15日、債務者が債権者に対し、停職6月の懲戒処分（以下、「本件処分」という。）を行ったことに対し、債権者が本件処分は無効で

【 中略 】

事させず、その間の賃金を支給しない。

(4) 本件処分書の交付

平成21年9月15日、債務者の職員は、債権者代理人北爪宏明に対して、本件処分書を手交した。

(5) 本件処分内容及び理由の概要（疎甲3）

ア 本件処分の内容

債務者は、債権者を停職6月（平成21年9月15日から平成22年3月14日まで）に処する。

イ 本件処分の理由の概要

債権者は、平成15年10月17日から平成20年11月30日までの兼業従事許可（または営利企業等従事許可）期間において、振り替え申請を行うことなくバイオラボ株式会社（以下、「バイオラボ」という。）の業務に従事し、中国渡航や国内出張を行い、上記許可に違反した。この結果、無断欠勤を383日したこととなった。これらの事実を解明するために職務命令により再三にわたり兼業従事の実施状況の報告を求めたにもかかわらず、これに従わなかった。

2 争点

(1) 被保全権利の存否について

本件処分は有効か否か

(2) 保全の必要性の存否について

本件申立ては、「債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるため」（民事保全法23条2項）にされたものか。

第3 争点に関する当事者の主張

- 1 債権者の主張は、仮処分命令申立書、第1、第2準備書面記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 債務者の主張は、答弁書及び準備書面(1)のとおりであるから、これを引用す

る。

第4 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 本件規程の内容の要旨

本件規程は、学長が本件規則が定める懲戒事由があると思料する場合において、まず、委員会を設置し、委員会は調査の対象となる職員から事情を聴取するなどして事実確認等の調査を行い、さらに、この調査結果に基づいて、評議会は、調査対象となる教員に、文書又は口頭による弁明の機会を与えた上で審議し、その結果を学長に報告し、学長は、この報告を受けて懲戒処分が必要であると判断した場合には、理事長にその旨申し出て、最終的に理事長が懲戒処分の要否及びその内容を決定することとなる。

(2) 本件規程の趣旨

懲戒処分は最終的には理事長の判断によって行われることとなるが、その前提として、委員会による事実確認等の調査（対象となる職員からの事情聴取を含む。）、調査結果に基づく評議会での審議（調査対象となる教員には、弁明の機会を与えなければならない。）、審議結果に基づく学長の懲戒処分の判断がされることになっており、このように懲戒処分がなされるまでに複数の手続規定が設けられたのは、まず、懲戒処分の対象となる事実の有無を調査し、確認した上で、この事実に基づいて、懲戒処分の要否を評議会が審議し、さらに学長が判断するという過程を通じて、正確な事実に基づく懲戒処分の要否を慎重に審議、判断し、もって、懲戒処分が適正に行われるようにするためである。

(3) 事実確認の意味

上記手続の中において、評議会の審議、学長の判断の基礎となる事実関係の確認は重要であって、対象となる職員から十分に事情を聴取し、客観的な資料に基づいてこれがなされるべきである。

【 中略 】

の兼業従事許可（または営利企業等従事許可）期間において、振り替え申請を行うことなくバイオラの業務に従事し、中国渡航や国内出張を行い、上記許可に違反した。この結果、無断欠勤を383日したこととなった。これらの事実を解明するために職務命令により再三にわたり兼業従事の実施状況の報告を求めたにもかかわらず、これに従わなかった。

(5) 以上の事実からすると、本件処分の対象となった事実は、

ア 平成15年10月17日から平成20年11月30日まで間の債務者での勤務を要する日に、平成15年には16日間、平成16年には57日間、平成17年87日間、平成18年には81日間、平成19年には105日間、平成20年には、37日間の合計383日間（終日ないし1日のうち部分的に）バイオラボの業務に従事し、振替申請をすることをしなかったもので、合計383日間の無断欠勤をしたこと

イ これらの事実を解明するために職務命令により再三にわたり兼業従事の実施状況の報告を求めたにもかかわらず、これに従わなかったこととなる。

(6) 以上からすると、本件処分の原因たる事実である無断欠勤について、債権者が無断欠勤したとされる具体的な日及びその時間数、すなわち、終日無断欠勤したのか、一部無断欠勤したのかは不明である。このような不特定な事実に基づいて本件処分をすること自体違法であって、債権者としても、懲戒処分事実が不特定なままでは、事実確認も弁明もできないのであって、このような事態を反映するように委員会及び評議会での債権者と委員会委員や評議会委員のやりとりは、本件処分にかかる事実ではなく、それ以外の周辺的な事実のやりとりに止っており、本件規程の前記趣旨に反する事態となっている。

また、前記のような不特定な事実を明らかにするための資料等の提出を債権者が求められたとしても、何時のどのような資料が必要であるのかは債権

裁判官 今中秀雄

これは正本である。
平成22年2月8日
長崎地方裁判所
裁判所書記官

